様式第八号(1)〔注意〕5中「1．2．3．」を「1．2．3．4．」に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

2　この省令の施行の際現に提出されている第一条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「旧徴収則」という。）様式第六号による概算保険料申告書、増加概算保険料申告書及び確定保険料申告書並びに旧徴収則様式第十七号による労働保険事務等処理委託解除届並びに第二条の規定による改正前の厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（以下「旧石綿則」という。）様式第一号による一般拠出金申告書及び旧石綿則様式第八号による労働保険事務等処理委託解除届は、それぞれ、第一条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「新徴収則」という。）様式第六号による概算保険料申告書、増加概算保険料申告書及び確定保険料申告書並びに新徴収則様式第十七号による労働保険事務等処理委託解除届、第二条の規定による改正後の厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（以下「新石綿則」という。）様式第一号による一般拠出金申告書及び新石綿則様式第八号による労働保険事務等処理委託解除届とみなす。

3　新徴収則第二十四条第三項の規定による概算保険料申告書、新徴収則第二十五条第三項の規定による増加概算保険料申告書、新徴収則第三十三条第二項の規定による確定保険料申告書及び新徴収則第六十四条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による労働保険事務等処理委託解除届並びに新石綿則第二条の二第二項の規定による一般拠出金申告書及び新石綿則第二条の八第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による労働保険事務等処理委託解除届は、当分の間、なお従前の様式によることができる。

告　示

○金融庁告示第一号

スミセイ損害保険株式会社が保険契約の全部に係る保険契約の移転をしたことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十三条第一項第三号の規定により、同社の同法第三条第一項の免許がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第四号の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月十三日

金融庁長官　三國谷勝範

○総務省告示第十九号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成二十三年一月十三日

総務大臣臨時代理
国務大臣　村田　蓮舫

名　称	公明党本部周辺地域
期　間	平成二十三年一月十七日から平成二十四年一月十六日まで
地　域	東京都新宿区南元町 信濃町 霞岳町（環状二号線（外苑東通り）の部分及び同線の東側部分に限る。） 東京都港区元赤坂二丁目（二番に限る。） 北青山一丁目（六番及び七番に接する環状二号線（外苑東通り）の部分に限る。） 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○総務省告示第二十号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成二十三年一月十三日

総務大臣臨時代理
国務大臣　村田　蓮舫

名　称	社会民主党全国連合周辺地域
期　間	平成二十三年一月十七日から平成二十四年一月十六日まで
地　域	東京都千代田区隼町 麹町一丁目（一番、三番、五番及び七番に限る。） 平河町一丁目（七番から九番までに限る。） 平河町二丁目（一番から三番まで及び七番から十六番までに限る。） 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○法務省告示第十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十三年一月十三日

法務大臣　谷　由人

住所　千葉市花見川区作新台８丁目１－204号
ファン・ビック・フォン　昭和49年４月20日生

住所　神奈川県大和市上草柳３丁目14番７号
グェン・タン・ダット　昭和59年４月25日生

住所　東京都港区台場１丁目３番３－404号
アリ・トルクメン・アジャル　昭和52年７月６日生

住所　大阪市生野区新今里６丁目11番17－1005号
黄雅芳　昭和56年１月８日生

住所　川崎市中原区北谷町31番地１
洪維璟　昭和59年９月３日生

住所　川崎市中原区丸子通２丁目682番地13
黄怡慧　昭和49年11月10日生

住所　福岡市西区西の丘３丁目28番６号
劉瓊蜜　昭和51年２月19日生

住所　東京都豊島区巣鴨３丁目22番５号
洪崇文　昭和49年11月13日生

住所　京都市南区八条内田町74番地５
林營徳　昭和８年７月19日生

鄭順南　昭和11年３月２日生

住所　京都市南区壬生通八条下る東寺町516番地１
林光奎　昭和37年７月27日生

姜廣子　昭和42年１月13日生

林亮介　平成５年12月25日生

林宥樹　平成８年１月22日生

林紗矢佳　平成11年11月６日生

住所　名古屋市港区新船町２丁目１番地24
ティン・ティン・トゥエ　昭和50年１月10日生

住所　静岡市駿河区小黒１丁目４番30号
徐国臣　昭和48年９月12日生

住所　静岡市葵区瀬名中央３丁目８番20－102号
上官[redacted]　昭和57年８月30日生

住所　千葉県市川市富浜３丁目８番19－301号
梁吉孝　昭和42年２月26日生

住所　埼玉県川口市西川口１丁目４番１－608号
林凱翔　平成18年８月９日生

住所　堺市南区晴美台１丁29番13－110号
周楊　昭和58年６月７日生

住所　東京都新島村本村２丁目５番12号
金燕　昭和45年10月２日生

住所　三重県四日市市三重４丁目２番地
金政華　昭和24年８月20日生

住所　三重県四日市市三重４丁目11番地
尹航　昭和53年３月28日生

尹嘉欣　平成21年２月21日生

住所　埼玉県川口市東領家３丁目15番23号
サユリ・レイ・パサ　平成15年７月24日生

住所　東京都杉並区高円寺南１丁目27番５号
毛慧娟　昭和51年７月６日生

住所　宮崎県都城市都北町7516番地８
王元錞　昭和51年２月26日生

住所　大阪市生野区桃谷４丁目１番22号
姜盛珠　昭和41年１月７日生

住所　大阪市生野区鶴橋４丁目４番８号
高龍訓　昭和29年10月５日生

宋淳美　昭和34年２月12日生

高善恵　昭和60年５月20日生

高理恵　昭和61年９月６日生

高宏恵　平成２年10月16日生

住所　京都市西京区樫原宇治井町３番地９
高稚恵　昭和59年１月16日生

住所　鹿児島市桜ケ丘６丁目８番地２
楊宏慶　昭和39年７月17日生

住所　千葉県船橋市行田３丁目１番12－707号
金東勲　昭和52年10月21日生

住所　長崎市新地町６番56－409号
楊京子　昭和29年９月10日生